

令和7年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年12月9日(火) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願
- 議第120号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第123号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第124号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第125号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第126号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第129号 村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定について
- 議第130号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第131号 村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第133号 村上市さんぽく会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第134号 村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第135号 村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第136号 村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第137号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第138号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第139号 村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第140号 村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第141号 村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第142号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定について
- 議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定について
- 議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(7名)
- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 魚野ルミ君 | 2番 | 尾形修平君 |
| 3番 | 鈴木いせ子君 | 4番 | 菅井晋一君 |

5番 野村美佐子 君
7番 高田 晃 君

6番 富樫 雅 男 君

5 欠席委員 (なし)

6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏 秋 君

7 委員外議員 (1名)
上村 正 朗 君

8 説明のため出席した者

副 市 長
政 策 監
総 務 課 長
同 課 参 事
同 課 人 事 管 理 室 長
同 課 人 事 管 理 室 係 長
同 課 情 報 管 理 室 長
同 課 情 報 管 理 室 係 長
財 政 課 長
同 課 契 約 検 査 室 長
同 課 財 務 管 理 室 長
同 課 財 産 活 用 推 進 室 長
企 画 戦 略 課 長
同 課 行 政 改 革 推 進 室 長
同 課 企 画 政 策 室 長
同 課 企 画 政 策 室 係 長
会 計 管 理 者
消 防 長
消 防 本 部 次 長
消 防 本 部 総 務 課 長
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長
荒 川 支 所 長
神 林 支 所 長
朝 日 支 所 長
山 北 支 所 長
教 育 長
学 校 教 育 課 長
同 課 課 長 補 佐
同 課 教 育 総 務 室 長
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 長
同 課 未 来 の 学 校 創 造 室 係 長
生 涯 学 習 課 長
同 課 社 会 教 育 推 進 室 長
同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 長
同 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 主 幹

大 滝 敏 文 君
須 賀 光 利 君
長 谷 部 俊 一 君
田 中 和 仁 君
川 崎 健 一 君
佐 藤 権 一 君
須 貝 正 人 君
真 田 富 久 君
榎 本 治 生 君
斎 藤 要 君
成 田 大 介 君
五 十 嵐 博 君
山 田 美 和 子 君
本 保 敦 志 君
田 村 政 和 君
横 山 和 明 君
大 滝 豊 君
瀬 賀 誠 君
菅 原 直 巳 君
松 村 博 幸 君
前 川 龍 也 君
阿 部 正 昭 君
志 田 淳 一 君
五 十 嵐 忠 幸 君
大 滝 き く み 君
遠 藤 友 春 君
小 川 智 也 君
百 武 靖 之 君
鈴 木 祐 輔 君
中 山 晴 剛 君
平 方 和 弥 君
平 山 祐 子 君
片 岡 昌 幸 君
佐 藤 克 也 君
菅 原 和 英 君

同課文化行政推進室長	吉 井 雅 勇 君
同課教育情報センター長	太 田 尚 美 君
荒川教育事務所長	中 村 繭 子 君
神林教育事務所長	田 村 富 夫 君
朝日教育事務所長	本 間 憲 一 君
山北教育事務所長	本 間 宏 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前 9時58分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むこととし、請願第11号については請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(高田 晃君)請願者(新日本婦人の会村上支部代表 桑名紀子氏、村上野鳥の会代表 佐藤和明氏)を入室させる。

日程第1 請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願を議題とし、紹介議員(上村正朗君)から補足説明を受けた後、請願者(新日本婦人の会村上支部代表 桑名紀子氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

上村 正朗 おはようございます。新緑会の上村正朗でございます。請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願につきましては、本定例会初日の本会議において補足説明させていただきました。また、本日は請願者が趣旨説明においでいただいておりますので、この場での私からの補足説明は手短かにさせていただきます。今回の公の施設の使用料減免基準の見直し案では、従来使用料100%減免で利用できていた社会教育団体が施設利用料を負担しなければならなくなり、会費の値上げや活動の回数を減らすなどの対応が必要になるのではないかとこの危惧が出されております。先般、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで減免基準を60%とする経過措置も示されましたが、社会教育団体の組織または活動の実態に即した減免基準になるよう、さらなる検討が必要だと考えております。本請願の趣旨を御理解いただきまして、全委員の皆様方から御賛同賜りますことをお願い申し上げます。紹介議員としての趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長(高田 晃君)暫時休憩を宣する。

(午前10時04分)

委員長（高田 晃君）再開を宣する。

（午前10時47分）

（審 査）

野村美佐子 今回の請願を聞いていますと、値上げについては、ある程度理解をしているというか、そこに絶対反対ということの請願ではないわけで、ただ本当に高齢者の方ですと、年金で、安い会費だから続けられるという方も本当にたくさんおられると思うので、政策監が検討の余地があるというようなお言葉もいただきましたので、やはり運用の面でいろいろな、大きい部屋をどうするのか、後援をどうするのかということも含めて検討していただくということで、やっぱり見直しの緩和というか、運用のことをしてもらおうという点で、私はぜひ積極的に議員の皆さんでこの請願を賛成していただければというか、自分は賛成したいなと思います。

魚野 ルミ 私も、今までイメージ的に人数が少ないと小さいお部屋を使う、人数が多いと大きいお部屋を使うというイメージだったのですが、考えれば内容によってはプロジェクターが必要だったり、ものを広げてみなければいけなかったりというのが往々にしてあるなというのをすごくイメージができて、なのでやっぱり一概に平米数だけで割るとするのはちょっと乱暴なのかなというイメージを受けたので、もう少し内容を詰めて考えていけるといいのかなと思いました。以上です。

菅井 晋一 いろいろと利用している団体によって、その影響が大きく違っているということがよく分かりました。施設の利用人数とか見ると、本当に施設は有効に活用されているなというところを改めて分かって、非常によかったと思います。ぜひ一律に5割とか6割とかということではなくて、利用の実態によって細かく相談して、ある程度の負担は皆さん認めているわけですから、よく相談して、個々にやっぱり対応するしか方法がないのかなというふうに思います。ぜひこの請願を採択された後に、利用の実態を調査しながら、それぞれの利用団体と詰めていただきたいなというふうに思います。

尾形 修平 この請願に関しては、私も基本的には賛成です。今回各委員会でもこの利用料に関しての条例が山積みになっていて、この内容が反映されなければ、この条例に関してもなかなか賛成しにくいというのが多分皆さんのお考えでないかなというふうに思います。だから、条例は条例として今回当然私は賛成する意向ですし、この減免の運用に関しては、今定例会で条例が改正になった4月までの間に、再度理事者のほうで考えていただいて、それこそ利用団体の方とも十分な協議をしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

鈴木いせ子 私も詳しく伺ったのは今初めてなのですがけれども、実態を見れば、やはり減免がいいなと思って、賛成したいと思います。

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のおり審査、討論を終結し、起立による採決を行った結果、請願第11号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長（高田 晃君）休憩を宣する。

(午前10時52分)

委員長(高田 晃君) 理事者を入室させる。

委員長(高田 晃君) 再開を宣する。

(午前11時00分)

日程第2 議第120号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とし、担当課長(総務課長 長谷部俊一君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 おはようございます。それでは、議第120号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について御説明を申し上げます。本市では、これまで新潟県市町村総合事務組合の共同処理により職員の採用試験を実施してきたところですが、試験方法の多様化や個別化など時代の変化に合わせて柔軟な試験実施をすることとしたため、令和8年3月31日をもって当該共同処理事務から脱退することとしたものであります。また、南魚沼市におきましても、本市と同様に当該共同処理事務から脱退することとして、組合理約の変更を行うものであります。以上でございます。

(質疑)

菅井 晋一 市で、ここに今までどおり所属している市は幾つぐらいありますか。
総務 課長 組合に加盟といいますか、入っているのは全市町村なのでございますが、今回その中で共同処理事務、職員採用試験を実施、引き続きするというところにつきましては、3市でございます。今現在5市ですが、今回2市抜けるということで、残りは3市ということになります。今現状で残るのが阿賀野市、魚沼市、胎内市ということで、3市が残る形になります。

菅井 晋一 そうすると、今度は市が独自でそういう採用試験をやるのでしょうか。それとも、どこか別なところに委託するとか、どうでしょうか。
総務 課長 独自といいますか、これは市の職員が実際にそれをやるということではなくて、やはりその事務を委託するという形になりまして、今までとの違いは、今までは総合事務組合のほうに共同処理をお願いして、同じ統一の試験日、同じ内容の試験ということだったのですけれども、今後は今既に今年度の試験から既に試行といいますか、既に実施しておるのですけれども、総合能力検査といいますか、民間のそういう試験を実施している会社のところに委託をして試験を実施するというので、試験方式としましては、全国のテストセンターありますので、そちらのほうでおおむね10日から2週間程度の期間内に試験を受けていただくということで、試験内容につきましても、民間の受験者が抵抗なく受けられるような試験内容、例えばSPIとかありますけれども、それに類似するような、そういったような試験、特に公務員試験に時間を費やさなくても受験ができると、受験しやすいような形に変えていくというものでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第120号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。本案は、高度化・複雑化する自治体業務や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、組織の見直しを行うものであります。改正内容としましては、1点目として、本市の移住・定住、少子化対策などに関する取組を強化し、市内各地域の活性化や課題解決と併せて効果的な施策を展開していくため、むらかみ暮らし推進課を新たに設置しようとするものであります。2点目としまして、本市の基幹産業である農林水産分野に専門的かつ重点的に対応していくため、農林水産課の農業部門と林業水産部門とを分け、農業政策推進課及び林業水産創造課の2課体制にしようとするものであります。また、室の見直しでは、企画戦略課のデジタル化推進室の業務を総務課情報管理室に統合し、本市の情報システム開発などと市民の暮らしを含めたデジタル化について、よりシームレスな施策を推進していく体制とするほか、財政課の事務分掌に市有建築物の営繕に関する事務を加え、専門的観点からチェック機能を強化する体制にしようとするものであります。以上でございます。

(質 疑)

野村美佐子 いろいろ仕事が増える中で、こういう立ち上げるということを考えられたのだと思いますが、一番はやっぱり体制の強化だと思うのですが、今回職員の募集とか、そういうことで体制を補充するということにもなるのでしょうか。

総務 課長 職員の募集、少し分かりやすい例でいきますと、例えば今回の室の見直しで財政課に営繕の部署、事務分掌を追加するということで、今現在市に建築技師1名おられますが、なかなか1名では推進難しいということで、今現在募集をしております。募集をしておりますが、まだなかなか実際の応募に至っていないというのが現状であります。ただ、補充していきたいということで募集をしているというところでございますし、また農林水産課、こちらは今回2課体制に分けるということでありますが、一般質問、それから熊出没情報、そういったところでどンドン、どンドン業務多忙化しているというふうな実態は御承知いただけるかと思うのですが、例えば集落支援員を活用して熊対策、そういったところに充てられないかですとか、そういった様々なところで募集、それから補強を考えていきたいということでの動きはしております。

野村美佐子 市役所、物すごく狭いと思うのですが、新しく課をつくって、課をつくるだけではなくて、例えば自治振興室が、むらかみ暮らし推進課が同じような仕事になるので、そういう新しい課をつくって、体制で集中してやるというふうにはお金と人がやっぱり必要だと思うし、場所も必要だと思うのですが、そういう

ことも含めて準備は万端あるのでしょうか。

総務 課長

お金、予算ですね、そういったものについては、先般も少し一般質問でお話があったかと思います。それから、人、これについても体制の話がありましたので、少しお答えさせていただきましたが、これについては、これから最終的な全体の人事異動の中で検討していくところではありますが、当然機能が低下するような人員配置になっては困りますので、そこは十分配慮していきたいと思っています。また、場所の話がありますが、確かに村上市役所、この庁舎昭和49年からありますので、全体的にもどんどん、どんどん機能が強化して行って、狭くなっているという実情がございます。今回農林水産課、それからむらかみ暮らし推進課のところで、どうしても課を分けることによって多少また手狭になるというところがございますので、それについては、3階、農林水産課の部分につきましては、今第1会議室という会議室があるのですが、そちらのほうを解体いたしまして、執務スペースに充てていきます。その不足分につきましては、今記者室あるのですけれども、そちらのほう、記者の方にちょっと御理解をいただいて、会議室のほうに転用させていただくということで、執務スペースの確保と会議室の確保を合わせて実施しております。また、2階部分につきましては、一部フロアの関係で使用できていないスペースがありますので、そこをフロアを強化して、少し拡充をして、スペース確保に充てるということで計画しているものです。

尾形 修平

これ老婆心的な質問で悪いのだけれども、今議場の各課長さんが座っている理事者席が、課長が増えることによってちょっと狭くなるのではないかなという心配もさせてもらっているのだけれども、ここはどう考えていますか。

総務 課長

これにつきましては、今現状では全課長が議場のほうに出席しているという形で、余裕がない状態であります。ここに席を増やすかどうか、増やす方向で考えてはおりますが、実際議場のほうですと単純に席があればできるという体制にはなっておりません。例えば放送設備の関係ですとか、全体的なバランスですとか、そういうところもありますので、今調整中ということで、はっきりした結論はまだ出ていないのですが、できるだけ経費のほうをかけない方向で考えたいというふうに思っております。

尾形 修平

ぜひそうしてもらいたいし、課長席1つ増やすことによって、とんでもないくらいの経費かかるのであれば本末転倒な話であると思うし、この農林水産課を2つに分けるというのは、私は賛成です。農業分野に関しては守備範囲が広くて、課長1人でなかなか容易でないなんていうのが多分実態だと思うので、ぜひこういうスタイルで進めていただければなというふうに思います。

菅井 晋一

営繕係ですか、それについて伺いますが、そうすると今までその1級建築士の人は、きっと建設課かどこか……

(何事か呼ぶ者あり)

菅井 晋一

都市計画課ですか。そっちが今度人員的に困るのかななんて思ったのですけれども、そうするとその営繕部署の人は、修繕と営繕のことだけをするようなことになるわけでしょうか。

総務 課長

この件につきましては、正直行って今調整中というお話ししなかなかできないところなのですが、まず建築士の募集を継続してやっております。また、先般新潟県建設技術センター、こちらのほうにどの範囲、業務のほうを、今までもお願いしているのは当然あるのですが、どの程度拡大してお願いできるか、そういった御相談

に上がったりして、内部の人材、それから外部の活用を含めて今検討しているということで、最終的な4月からの体制については、もう少し先にならないと結論が出ないというところで、今はまずそういった専門の部署を、専門の部署といいますか、機能を新たに財政課のほうに設けるというところで進めていきたいというふうに思います。

菅井 晋一 あと、むらかみ暮らし推進課についてですけれども、結局これは今まで市民課でやっていたものをここに独立させるということかなと思うのですけれども、人員体制は、さっきも野村委員さん言ったのですけれども、人員体制、予算が増えないと仕事にならないので、新しく課つくればうまくいくわけでもないと思うのですけれども、その辺の人員的な、どのくらいどうなるとか、その辺をお聞かせください。

総務 課長 人員体制については、先ほどお話しした範囲でしかなかなかお答え今現状ではできないのですが、当然機能強化につながる体制にしたいということで、職員、それから集落支援員、地域おこし協力隊、そういった人材を活用しながら強化していく。今までやはり単独の課長ではありませんでしたので、課にすればという話もありますが、課にしたからこそ推進できるという体制もございますので、私どもとしましては、やはり課の体制にして、課長が先頭に立ってそれを引っ張っていくというような形で推進力の差が出るのではないかとこのように思っていますので、このような提案をさせていただきました。

菅井 晋一 特に移住・定住とか、よその先進地行くと、大体毎月東京で募集のそういう動きしています。やっぱり予算をつけないと、到底よそから人を呼んでくるなんていうことできないので、ぜひ大幅な予算拡充をしないと仕事はできないと思います。その辺もひとつよろしくお願いします。あとは、市全体のことを考えれば、これだけ人口も減って、職員数も減って、それで課の数が増えていくというのは俺到底信じられないけれども、もう少しスリムにするほうがむしろ私は市長の政策を伝えるのにも、やっぱり少ないほうがかえってうまく組織が機能するのかなと思います。昔の部制ぐらいの課長の数で十分なのかなというふうに思いますが、その辺は市のこれからの組織の形としてどのようにお考えでしょうか。

副 市 長 御意見、理解できる部分もございます。今回の提案につきましては、冒頭提案理由等でも申し上げましたとおり、今回は本市の移住・定住、それから少子化対策、こういったものに対して積極的に取り組んでいこうというふうな形で今回新たに課を設置させていただくということでございますし、それと農林水産課につきましては、今までいろいろと御議論いただいた中で、いわゆる様々な対策で、非常に今人材的にも厳しい状況になっております。そういったことで、今回はその部分の機能強化をお願いしたいというものでございます。当然にスリム化すべきところはスリム化していく、この方向性は村上市といたしましても、そういう方向を取りながら、行政改革に邁進してまいりたいというふうに考えております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第121号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 それでは、議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について提案理由の御説明を申し上げます。本案は、村上市情報通信施設条例第4条に規定された放送サービスのうち、自主放送番組「あさひちゃんねる」の放送につきまして、令和7年度末で終了することに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。以上でございます。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第122号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第123号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第124号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第125号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第126号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 それでは、議第123号から議第126号までの4議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。いずれも本年度の人事院勧告及び新潟県人事委員会の勧告を踏まえ、県の改正内容に倣い、市議会議員をはじめ職員等の給料、諸手当について改定するものであります。初めに、議第123号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げるもので、令和7年12月期の期末手当については現行の1.725月から1.775月に、令和8年度以降については、支給月数を平準化し、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.75月にするものであります。次に議第124号は村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、ただいまの議第123号と同様の改正内容により、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。次に、議第125号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてで

あります。改正の内容につきましては、給料では初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全年齢層の給料月額の上上げ改定を行うもので、平均改定率は、行政職給料表の適用する職員でプラス2.9%であります。また、期末勤勉手当では、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和7年12月期については期末手当を現行の1.25月から1.275月に、勤勉手当を現行の1.05月から1.075月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について、期末手当を1.2625月に、勤勉手当を1.0625月にそれぞれ改定するものであります。定年前再任用短時間勤務職員等の期末勤勉手当につきましても、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和7年12月期については、期末手当を現行の0.6875月から0.7125月に、勤勉手当を現行の0.5125月から0.5375月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について、期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.525月にそれぞれ改定しようとするものであります。そのほか職員手当では、自動車等使用者に対する通勤手当で片道8キロメートル以上の距離区分に応じ、100円から3,500円の間での上げを行うものであります。次に、議第126号は、村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、行政職給料表の改定に準じ、給料月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当につきましても支給月数を引き上げるものであります。改正後の期末勤勉手当支給月数は、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和7年12月期については、期末手当を現行の0.6875月から0.7125月に、勤勉手当を現行の0.5125月から0.5375月に、令和8年度以降については、6月及び12月期の支給月数について、期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.525月にそれぞれ改定するものであります。以上でございます。

(議第123号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第123号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第123号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり議第123号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第123号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第124号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第124号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第124号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第124号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第124号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第125号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第125号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第125号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第125号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第125号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第126号質疑)

尾形 修平 今定例会でくしくも委員長のほうからこの件に関して質疑がなされて、この会計年度任用職員の期末手当に関して、他市町村と比べて村上市が著しく低いというような私は印象を受けたのだけれども、その辺に関して総務課長、調べましたか、他市町村の状況も。

総務 課長 会計年度の期末手当、勤勉手当、こちらについては直接の人勸対象ではございませんので、各市それぞれ対応が異なっているというのが実情でございます。ちょっと分かりやすく分類してお話をしますと、お話のあった常勤並みに近い対応を取っているところが4市ございます。それから、本市と同様、再任用、本市は再任用と同じ率でございますが、再任用もしくは再任用未満を含めると8市ございます。残りが常勤と、私ども村上市の間ぐらいの率のところは8市あるということで、それぞれ各市によって取扱いが変わっているということで、本市の場合は再任用職員の月数がございまして、そこに合わせてまいったというところがございます。

尾形 修平 今後の話ですけれども、保育士の確保とか、保健師もそうですけれども、様々な分野で人材不足している中で、この会計年度任用職員に関しても、期末手当に関しては私は上げる方向で進んでもらいたいと思いますけれども、その辺総務課長でも、副市長でもお答え願えればと思います。

副 市 長 特に専門職の人員確保が非常に今困難を極めているような状況でございます。おっしゃるとおり、その確保に向けて、やはり改善すべきところは改善していく必要があるというふうに思っております。ただ、これ全体のバランス、財政的なものもございまして、その辺十分考慮した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

富樫 雅男 先ほど正職員の場合はプラス2.9%の改定になったということなのですが、会計年度については、この結果どれぐらいのアップになりますか。

総務 課長 今回の基準の報酬月額額の改定によって当然上がっております。代表的な職種について申し上げますと、事務補助員の方、この方が多いのですが、改定前の時給が1,127円、それから改定後が1,197円ということで、ちょっと率でなくて申し訳ご

さいませんが、今回70円上がっていると、時給で申し上げますとそういう形になります。

(議第126号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第126号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第126号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第126号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（財政課長 榎本治生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
財政 課長 では、議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。これまで情報通信事業につきましては、特別会計を設置し、会計処理をしてきたところでございますが、神林、朝日、山北地域で行ってまいりました告知端末機による通信サービスが終了したことに伴いまして、事業規模が大幅に縮小することとなります。そこで、令和7年度で特別会計を閉じ、令和8年度から一般会計へ移行することとして、情報通信事業特別会計を廃止する改正を行うものがあります。以上でございます。

(質疑)
菅井 晋一 特別土地会計ですか、その会計は、今駅前の開発とか、そういうことで特別会計にするということでしょうか。
財政 課長 市のほうで独自に起こす特別会計については、土地取得特別会計になりますが、今後どういうふうな土地の先行取得等が考えられるか、可能性がございますので、これについてはまだ残しておくというようなこととなります。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第127号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について及び議第129号 村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（政策監 須賀光利君、学校教育課長 小川智也君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

政策監

それでは、議第128号から議第142号までの15議案に共通しております提案理由につきまして、一括して冒頭御説明を申し上げます。本市では、令和6年度から令和8年度までの3年間で財政健全化集中取組期間として位置づけ、徹底的な歳入歳出の見直しに取り組んでいるところです。今回御提案しております議案につきましては、財政健全化集中取組期間において進めている取組のうちの2項目、施設の開館日及び開館時間の見直し並びに公共施設の使用料減免基準の見直しに関連して、本年6月に策定しました基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。まず1点目、施設の開館日及び開館時間の見直しにつきましては、利用実態が少ない曜日、時間帯においても必要となる施設運営経費を削減するため、利用者への影響を極力抑えられるよう配慮しながら、開館日及び開館時間を見直し、維持管理費用の適正化を図るものです。次に、2点目、使用料及び減免基準の見直しにつきましては、平成20年に市町村合併し、新村上市が発足して以降、平成26年、令和元年の消費税増税や近年の物価高騰などもある中、市全体として使用料及び減免基準の見直しを行ってこなかったことから、各施設の維持管理に係る原価計算などを行った上で受益者負担の適正化を図るものです。なお、見直し後の減免基準につきましては、各施設設置条例に基づいて定める規則などを改正し規定する予定でございます。各議案に共通しております提案理由につきましては、以上でございます。

学校教育課長

それでは、議第128号についてでありますけれども、村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、山北地域大川谷教員住宅の家賃月額について、単身者用及び世帯用の料金の引上げを行うものであります。本案につきましては、本会議でも御質問がありましたけれども、今回の見直しに対する県の住宅手当の関係になりますけれども、単身棟、1LDKの物件になりますけれども、改正前家賃1万円の場合、住宅手当は対象外です。1万円が自己負担となります。1万5,000円に改定した場合に住宅手当は5,000円となり、自己負担は1万円のままとなります。世帯棟、3LDKの物件になりますけれども、改正前家賃3万円の場合、住宅手当は1万5,500円で、自己負担が1万4,500円です。家賃4万5,000円に改定した場合は、住宅手当が2万3,000円、自己負担が2万2,000円となります。改定による増額1万5,000円のうち半分の7,500円は住宅手当が支給される形になります。続きまして、議第129号は、村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまで施設使用料とは別に定めてきた照明料について、施設使用料に含めて料金を見直しを行うものであります。以上であります。

(議第128号質疑)

野村美佐子

今の御説明で、値上げによって、そんなに大幅なあれではないというのはよく分かりましたけれども、校長先生から、村上に転勤するベテランというか、そういう先生がなかなかなくて、苦労しているというお話も聞いたことがあるのですけれども、転勤されてくる場合、御自分のおうちを持っているという二重生活になるということもあって、負担が7,500円ぐらいだって、少ないとはいえ、やっぱり結構負担になるのかなと思うのですが、村上に転勤で来てもらうためにも、あまりきれいなところではないのですけれども、そういうことを言っはいけないけれども、公営の

ところは非常に安く村上は入れるとか、そういうことが、そんな大した、分からないですけれども、魅力になるように、少なくともマイナスになるようなことはしないほうがいいのではないかと思うのですけれども、そういう声というのはどうお考えになりますか。

学校教育課長 今回入居者の皆さんとも少し、今こういう状況ですよという、検討されていますよということをお話しした中では、今の安いほうがいいのか、そういった声は届いていない、聞けなかったという状況です。教員の不足というのは、また人材の偏在といえますか、そういった部分も多々あるのかなというふうに考えています。

尾形 修平 確認なのですけれども、今市で所有している教員住宅というのは、この大川谷だけですよね。

学校教育課長 そうです。

尾形 修平 大川谷小学校で利用しているのが5戸のうち2戸でしたっけ。

学校教育課長 単身棟が5部屋のうち2部屋、世帯棟2棟のうち1棟です。

尾形 修平 では、3戸利用されているということだと思えるのですけれども、利用されている方にしていても、民間の物件と比べてやはり教員住宅というのは法的な部分で安くなっていると思いますし、実際学校教育課のほうで今住まわれている方との協議の中でも異論がなかったということであれば、私は今の御時世の中、致し方ないのかなというふうに思います。

菅井 晋一 お尋ねします。上げ幅が結構、5割増しというか、大きいのだなというふうに感じているのですけれども、これはその理由といえますか、あと他市はどの程度だかなんていうことは分かりますでしょうか。

学校教育課長 上げ幅の件ですけれども、この教員住宅の金額について、追いかける限り追いかけたのですけれども、平成7年当時の合併前の条例というのがありまして、その時代から同じ金額で動いてきていないということで、長年見直しをしてこなかったもので、今回上げ幅が大きくなっているというのが現状ではないかというふうに思います。

政 策 監 あと、この1.5倍の理由でございますけれども、やはり我々の基本方針のほうで、上限1.5倍までの値上げ幅にしてくださいということをお願いしておりましたので、学校教育課のほうでこれに基づいて御判断されたものだというふうに理解しております。

菅井 晋一 他市の例とかは分かりますか。

学校教育課長 他市の例はちょっと調査していないのですけれども、なかなか教員住宅はニーズが減ってきているというか、県の教員住宅もそうですけれども、老朽化して、更新をやめて廃止するという大きな流れの中にあるのかなというふうに考えています。

(議第128号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第128号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第128号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第128号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第129号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第129号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第129号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり議第129号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第129号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8

議第130号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について、議第131号 村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について、議第132号 村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定について、議第133号 村上市さんぼく会館条例の一部を改正する条例制定について、議第134号 村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定について及び議第135号 村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定についての6議案を一括議題とし、担当課長（生涯学習課長 平山祐子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 議第130号は、村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの午前、午後、夜間の時間帯区分を単位とした使用料から、1時間当たりを単位とした使用料に改め、施設使用料とは別に定めてきた冷暖房使用料を施設使用料に含めて見直しを行うものであります。議第131号は、村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めて見直しを行うものであります。議第132号は、村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、施設の管理及び利用状況に合わせて冬期間の開館時間を短縮したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。議第133号は、村上市さんぼく会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間を見直したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。議第134号は、村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。議第135号は、村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料に料金の見直しを行うほか、コンピューターやインターネットの利用料の廃止を行うものであります。

(議第130号質疑)

菅井 晋一 全般的に半日とか夜とか、そういうのではなくて1時間単位に改正したのは非常によかったと思います。それから、暖冷房費を含めたのも、それから休日とかの日と時間とか直したのは、非常によかったと思います。ただ、先ほど請願のときにもいろいろお話ししましたけれども、これを改正したら実際に受益者といいますか、どう変わっていくのかという、その辺の検証がちょっと足りなかったのではないかなと。条例を上げてしまえば、いじられないわけではないですけども、ここで議論したって直されるわけでもないし、なかなか私らも利用実態も分かっていなかったというのも事実だと思います。初めて今日いろいろお話を聞いて、物すごく影響のあるところと、かえってよかったかなと思うようなところもあるのかなというふうに感じたのですが、進め方として、もう少し結果どうなって、どういう影響が出るかということをしっかり検証してからこういう、市民が身近に使う施設の条例は考えるべきだと思いました。そういう意味で、今後しっかり、どれだけの影響が出て、それにどう対応するかということを中心にきちんと対象団体とかと協議していただきたいと思いますが、今後の進め方も含めてどうなっていくのか教えてください。

政 策 監 まず、それぞれの利用実態をもっと把握すべきだったのではないかとこのところでございます。我々としては、随時説明会を9月から5回説明を行って、社会教育団体に対しても特別にもう一回説明を行いました。また、今後12月中に社会体育団体に対しても個別の説明会を設けてまいります。このような説明会を通じて、実際に利用料が具体的にどの程度増えるのかというのをまず御理解いただくことが大事かなと思っておりまして、今先日から各施設の窓口のほうで具体的にどの程度金額が上がるのかというのを我々のほうで試算した代表例のようなものを各窓口で置いて、いらっしゃった方に自由に取れるようにさせていただいております。そういった活動を通じて、今現時点では特に配った、配布したものに対して御意見というのはまだいただけないようでございますけれども、そういった活動を通じて理解を深めていただけるようにしてまいりたいというふうに思っております。また、先ほども請願のときにお話ありましたけれども、個別の減免のお話につきましては、この条例に基づいて定めております各施設設置条例の規則に減免に関する規定がございます。そちらの規則に関しましては、この令和8年7月までの間にしっかりと運用を、どのようにこの規則を運用するかというのを定めまして、それぞれの利用者の方々に御理解いただけるような形で施行日を迎えたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

菅井 晋一 ぜひ、これが影響して施設の利用ががっくり減ってしまったということになると本当に本末転倒なことになるので、その辺の影響をどれだけ緩和して、今まで以上に施設を大いに使っていただくような、そういう条例改正にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

尾形 修平 これ全部にあれなのだけれども、これ時間単位に直して、今4番委員から言われたように、私も基本的にいいなと思うのだけれども、ただ1時間に満たない部分に関しては1時間として繰り上げるというようなお話の中で、やはりちょっとしたあれで60分延びるなんていうことはあるわけです。基本的に30分以上であれば、私は1時間として扱ってもいいと思うのだけれども、それ未満に関しては時間で抑えてもらうような、これこそ運用の仕方なのだからかもしれないし、また受付の方の判断になるのだからかもしれないけれども、その辺に関してはどのように考えていますか。

生涯学習課長 実際に運用の部分になるかと思いますが、施設予約をしてもらうときには1時間なら1時間、2時間なら2時間という形で施設予約をしていただきます。今回1時間単位とすることで、帯で予約するよりも、多くの利用者に使用していただくというような、そういった効率的な部分もあって1時間にしたわけなのですが、1時間というところが延びて、それが1時間半になるとかという場合になると、次のお客さんの利用というところにも響いてきますので、その辺は予約したところの時間をしっかりとお守りいただきたいというのが、そういう話になるかと思えます。

(議第130号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第130号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第130号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第130号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第131号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第131号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第131号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第131号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第131号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第132号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第132号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第132号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第132号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第132号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第133号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第133号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第133号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第133号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第133号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第134号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第134号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第134号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第134号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第134号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第135号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第135号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第135号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第135号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第135号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(高田 晃君) 暫時休憩を宣する。

(午前 11時 57分)

委員長(高田 晃君) 再開を宣する。

(午後 0時 59分)

日程第9 議第136号 村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定について、議第137号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について、議第138号 村上市

重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について、議第139号 村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定について、議第140号 村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定について、議第141号 村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定について及び議第142号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定についての7議案を一括議題とし、担当課長（生涯学習課長 平山祐子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

生涯学習課長 議第136号は、村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、冷暖房使用料として設備使用料を徴収していたところを、冷暖房使用料を含めた施設使用料として料金の見直しを行うものであります。議第137号は、村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、施設の利用時間及び休館、休場日を変更したほか、会議室等の使用料について、冷暖房使用料を含めた施設利用料として利用の料金の見直しを行うものであります。議第138号は、村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の管理及び利用状況に合わせて開館時間及び休館日について変更したほか、入館料の引上げを行うものであります。議第139号は、村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間及び休館日について変更したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、暖房使用料を含めた施設使用料として料金の見直しを行うものであります。議第140号は、村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、施設の開館時間及び休館日を変更したほか、観覧料の引上げを行うものであります。議第141号は、村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間及び休館日を変更したほか、入館料の引上げを行うものであります。議第142号は、縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間を変更したほか、入館料の引上げを行うものであります。

（議第136号質疑）

野村美佐子 スケートパークの利用なのですけれども、営利を目的とする場合ってなっているのです。営利または営業を目的とする場合、これも1.5倍で、今ちょっと新旧見たのですけれども、分からなかったもので、これも1.5倍の値上げになっているのでしょうか。

スポーツ推進室主幹 営利を目的とする場合は、これまでと同じく、通常のスポーツ利用の5倍ということで料金設定をさせていただいております。

尾形 修平 今回この136号に関して、このスケートパークだけの試算を行っているのであれば、その内容を聞かせてもらえればと思います。

生涯学習課長 影響額ということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長 影響額ということでお話をさせていただきます。使用料見直しによる影響額といたしまして、5割減免にした場合、146万6,350円の収入増になります。これが経過措置6割減免ということになりますと、139万4,950円ということになります。

尾形 修平 減免ではなくて、これを正規の料金で取った場合ということでお聞きしたいのですが、減免措置ではなくて。

高田委員長 正規料金で。

生涯学習課長 今回の申し上げた金額というのは、今現在利用している方の中で減免の利用をされている方がどのくらいのパーセンテージがいらっしゃるかということも含めて、全体的な影響額として5割減免をした場合に146万6,320円の影響になりますよという話をさせていただきました。5割減免だけの話ではなくて、全体の話として、影響額としてこのような額を申し上げました。

尾形 修平 ちなみに、今課長言われた、その5割減免を受けている方というのはどのぐらいいるものですか。団体でもいいし、個人でもいいけれども。

スポーツ推進室主幹 今現在は6名です。令和6年度の占用利用としては6件の利用がございます。

高田委員長 6件。団体数ですか。

尾形 修平 いや、だから、団体数を聞きたかったのだけれども。

高田委員長 主幹、団体数。

スポーツ推進室主幹 団体ではなくて、こちら減免しているアーリーナの、要は修学旅行事業をされている場合に今減免をしておりますので、そちら件数となります。

尾形 修平 それだけなのか。了解です。

(議第136号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第136号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第136号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第136号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第137号質疑)

野村美佐子 体育館なのですけれども、体育館照明の使用もあるということで、私も体育館でテニスしているものですから、卓球やテニスの場合、秋口から冬は完全に暗いので、お天気悪いときが多いので、照明使うことがあるのですけれども、卓球クラブのほうから私ちょっとデータをいただいたら、照明を利用した場合、かなり、1.5倍ぐらいの値段になるので、相当この値上げと、8割減免だったのが5割減免になると影響があるってあるのですけれども、LED化をしていくわけですよ。それで、電気料金が下がると思うのですけれども、この照明使用料を、現状のままというよりは、下げるとかいう方向というのは検討できないものかというのをちょっとお聞きしたかったですけど。

生涯学習課長 現状今回の使用料の見直しについては、今現在かかっている施設全体の金額ということで算定をしているわけなのですけれども、この見直しの基本方針の中では、見直しサイクルとして、5年に1回見直しをしますよという見直し方針があります。ですので、見直しの際には前年度、過去3年間分になるのでしょうか、分の使用料、電気代等々を含めて再度使用料の見直しを図るということになっておりますので、そのときに実際どのくらいの影響が、例えばLEDになったとして、どのくらいの影響が出てくるのかというところは、この次の更新のときに見ていくということになるかと思えます。

- 高田委員長 では、ちょっと私のほうから何点か伺いますが、この137号に限ったことでなくて、その後の体育施設、あるいは午前中やった生涯学習施設などもそうですけれども、開館時間の見直しをやっていますが、始まり、いわゆるオープンする時間、そして閉館する時間、これが短くなったという、全般的に短くしたという認識でよろしいですか。
- 生涯学習課長 今回の見直しにつきましては、時間帯ごとに実際の利用者がどのぐらいいるのかということを集計をさせていただきました。その上で見直しの方針、基本方針にございますとおり施設の利用状況を調査し、使用されていない曜日、時間帯、利用人数から開館日、開館時間の見直しを行いますということですので、実態に即した形で利用の少ない時間帯について短縮をさせていただいたということになります。
- 高田委員長 ちなみに、今まで何時から何時までだったのが何時から何時まで短縮したという、その細かい時間はどんなふうになっていましたっけ。
- 生涯学習課長 こちら開館日を規則で規定しているところもございますけれども、例えば公民館条例でいいますと、午前8時30分から午後10時だったものを、今回の見直しにより午前9時から午後9時までということに変更させていただきたいということです。細かく条例ごとに言っていくほうがよろしいですか。
- 高田委員長 いや、体育施設は全部一緒ではないのですか。
- 生涯学習課長 そうですね。体育施設については、すぐ出ますかね。
- スポーツ推進室長 体育施設についてでございますが、総合体育館につきまして申し上げますと、現在8時半から22時となっているところを8時半から21時30分というところで短縮をすることとなっております。また、体育館でございます、例えば山辺里体育館であるとか、山辺里第二体育館といった、いわゆる小体育館というところにつきましては、8時半から22時のところを9時から21時というふうな時間短縮を図るということとしております。
- 高田委員長 その時間短縮することによって、大分経費の削減、代行員の時間とか、もろもろ下がると思われるのですが、一部利用団体の方々からは、むしろ延ばしてくれないかというふうな意見が私のところにも入っていますが、冬場は除いても、今若い方々、特に勤労者、やっぱり9時で終わるということになると、会社終わって、体育施設利用しても、なかなか活動する時間がなくなると。勢い行ってもできないから、行かないというふうなことを言っている方はいるのですが、利用状況の調査をしたということですが、その調査の内容、どんな内容で調査したのかは分かりませんが、そういう若い方々の需要をちょっとやっぱりそごような時間設定にされているのですが、今後また利用状況を見ながら、その辺も含めて改善するような方向は考えているものですか。
- 生涯学習課長 直接こちらのほうにはまだそういったような声は届いておりませんが、この12月16日、社会体育団体の方の皆さんと今回の見直しの方針につきまして御説明をするというような会を設ける予定となっております。ですので、その際に実際に生の声というのでしょうか、実態の声もよくよく聞き取って、今後の方針というところに生かしていけたらというふうには思っております。
- 高田委員長 ぜひ16日、その辺の社会体育団体の方々集めるようですので、いろんな意見を聞いてほしいなど。これ16日というのは、場所はどこで、各地区でやるのですか。
- 生涯学習課長 場所は1か所で、教育情報センターを会場に開催する予定としておりました。
- 高田委員長 この冬場に山北から7時に来いと、荒川から7時に来いというのはちょっと厳しい

のかなというふうに思いますし、もう少し丁寧に、利用団体の方々の意見を聞くのであれば、最低でも各地区ごとにやるとか、そんなふうな方法は考えなかったのですか。

生涯学習課長 このたび社会教育団体につきましては、11月でしたでしょうか、説明会を開催させていただきました。その際に、同時に社会体育団体のほうにも説明をしたほうが丁寧ではないかというような、課内の話でもあったのですけれども、社会体育団体につきましては、日中開催というよりは、やはり夜間のほうが人が集まりやすいであろうと。社会教育団体については、夜間ではちょっとというお声がありましたので、日中開催にさせていただきましたけれども、社会体育団体につきましては、お勤めされている方もいらっしゃるの、夜間開催が望まれるのではないかと。そうしたときに各地域の説明会、5か所で説明会を実際やっていますので、そのときに参加をしていただければということで、スポーツクラブを通して団体さんのほうには、ぜひ地域での説明会のほうに出席をしてほしいということでお話し、お声がけをさせていただいたところです。ただ、今回の全員協議会のほうで、社会体育団体のほうからやはり説明をしてほしいというような声が入っているよというようなお声をいただきましたので、この16日に改めて、夜間になりますけれども、開催をするということで予定をしているというところでございます。

高田委員長 広く聞けるような機会をぜひ設けてほしいなというふうに思います。私のほうからは以上です。

(議第137号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第137号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第137号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第137号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第138号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第138号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第138号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第138号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第138号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第139号質疑)

尾形 修平 武家屋敷の関連なのですけれども、今実態としての利用状況をちょっと教えていた

だけですか。

文化行政推進室長 武家住宅、年間の利用者でよろしいでしょうか。岩間家住宅が、令和6年度ですが、年間で919人。嵩岡家住宅が、同じく令和6年で1,624人。藤井家住宅が令和6年で1,275人、最後、成田家住宅が令和6年で60人という人数になっております。

尾形 修平 これ各住宅というか、ちょっと差があるように思うのだけれども、その辺は利用実態としてどのような利用の仕方しているのかというのを教えてください。

文化行政推進室長 こちらにつきましては、入館料を取っておりませんので、各建物の入り口に記帳台があります。そちらに職員といいますか、人がおるのですけれども、そこで書いていただいております。どうしても例えば成田家住宅は記念公園から離れておりますので、少ないのかなというのがありますし、記念公園の3家の中でも、嵩岡家住宅は雅子様のゆかりということで人数多いのかなというふうに理解しています。

菅井 晋一 大分屋根とか傷んでいるかと思います。今年も改修入っていますけれども、雨漏りすると傷みますので、早めに対応していただいて、まして料金とかも出てくればなおさらですけれども、よろしく願います。

文化行政推進室長 そちらにつきまして、私どももちろん把握しておりまして、計画的に今改修しているところでございます。

(議第139号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第139号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第139号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第139号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第140号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第140号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第140号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第140号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第140号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第141号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第141号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第141号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり議第141号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第141号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第142号質疑)

尾形 修平 この縄文の里に関しても、現状の利用者数というか、入館者数を教えてもらえますか。

文化行政推進室長 令和6年度が年間で有料の入館者1,317名で、減免の入館者が356名、合計で1,673名であります。

尾形 修平 この施設も指定管理に出している施設だけでも、今後この縄文の里と、あと三面、二子島関連も含めて、どのような方法で村上市としては活用していきたいのかなというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。副市長でも教育長でもお願いします。

高田委員長 副市長、教育長どちらか。

尾形 修平 縄文の里に関してだけであれば、教育長。

教育長 縄文の里、小学生だと小学校6年生、歴史学習の中で、今2学期で歴史が始まるので、その時期に利用する学校幾つかあると思いますけれども、今後積極的に活用できるように、さらなる働きかけをしていかなければならないと思います。そして、あと新たな遺跡、遺物も発見されておりますので、それを展示して、多くの方に来ていただけるような働きかけもしていかなければならないと思っております。以上です。

尾形 修平 学校教育の中で、村上市の言ってみて宝物というかがある施設なので、全ての学校が行っているというふうに私今理解しなかったのだけれども、その辺どういふふうな考え方なのでしょう。

教育長 私も全ての学校に行ってもらえればと思っはいるのですけれども、学校の様々な事情、授業の進度とか、そういうこともあるのかもしれませんが、やっぱり出かけていない学校もあるようですので、なお働きかけてまいります。

高田委員長 今の質問で、ちょっと関連ですけれども、文化行政の推進室長さんに聞きますが、市外の小学校がいろんな学習、総合学習とか、あるいは歴史学習とか、そういうので来る件数、学校数というのは把握していますか。

文化行政推進室長 昨年の分は把握していないのですけれども、以前は市外の学校で来られたというのは聞いておりますが、どこの学校というのはちょっと把握しておりません。

高田委員長 年々増えているのか、増えているということはないと思いますけれども、減っていると思うのですが、その辺例えば市外の学校へ何かPR活動とか、いわゆる来てほしいというふうな、そういう活動なんかはしているのですか。

文化行政推進室長 子供たちに限って言えば、増えて、減ってはないのですけれども、館の全体利用とすると、増えてはおります。今御質問の市外の学校につきましては、直接学校には御案内はしないのですけれども、各教育委員会には例えば特別展、企画展をしますとは、御案内は差し上げています。

高田委員長 県内の教育委員会にそういうのは出しているのですか、案内は。

文化行政推進室長 全県ではございませんが、下越につきましては教育委員会に、あと県の教育委員会に出しています。

(議第142号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第142号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第142号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第142号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(消防長 瀬賀 誠君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
消防長 消防本部です。第143号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、先般の岩手県で発生した大規模な林野火災の発生を受け、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、令和7年8月29日付消防庁通知により、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項、林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした警報の発令中の火の使用の制限の対象となる区域の指定及び火災と紛らわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出にたき火が含まれることを明確にし、林野火災注意報や警報の発令等により火災の危険性が高まる時期において、効果的な広報と啓発による林野火災未然の防止のため、火災予防条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。

(質疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第143号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長(生涯学習課長 平山祐子君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)
生涯学習課長 議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定についてであります。長津研修センターにつきましては、これまでPRに努めてまいりましたが、利用者

の増加には至らなかったことから、村上市公共施設マネジメントプログラムに基づき現状分析を行い、その結果を踏まえ、今後の施設の必要性、在り方を検討してまいりました。その結果少子化、市民ニーズの変化から、今後も利用者の増加は見込めないこと、また近隣には代替施設となる同様の施設もあることから、長津研修センターは廃止する方向とし、これまでに利用のあった団体や関係者、周辺区長への説明を行いました。団体、関係者、区長からは反対する御意見はなかったことから、令和8年3月31日をもって長津研修センターを廃止することとしたものであります。今後の利活用についてですが、現在地元の民間団体から施設利用をしたいという意向を聞いておりますので、引き続き団体と連携して、施設の有効利用が図られるよう努めていくこととしております。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第144号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(総務課長 長谷部俊一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第181号であります。令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、予算の規模を2億9,500万円にしようとするものであります。補正の内容は、給与改定に伴う職員人件費の調整であります。予算書の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入では、第3款繰入金で一般会計繰入金70万円を追加いたしました。次に、9ページ、10ページをお願いします。歳出では、第1款総務費で情報通信事業職員人件費62万円を、第3款予備費で8万円をそれぞれ追加しようとするものであります。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第181号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。
（午後 1時33分）